

# 労働かながわ

2022 9・10・11月号  
No.734

## 「神奈川なでしこブランド」を募集します！

県では、女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)を募集し、優れたものを「神奈川なでしこブランド」として認定する事業に取り組んでいます。このたび3年ぶりに「神奈川なでしこブランド2023」を募集しますので、ぜひご応募ください。

### 1、募集の対象

女性が開発に貢献した商品(モノ・サービス)で、応募時点で県内の市場に提供されているもの。

### 2、応募資格

神奈川県内に拠点を持つ事業所・団体

### 3、募集期間

7月21日(木)～10月4日(火)(必着)

詳細は募集要項をご覧ください。

募集チラシや募集要項は、以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/nadeshiko/boshu.html>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課雇用対策グループ

☎ 045-210-5867



## 不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められています

厚生労働省では、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」)に基づく行動計画策定指針を改正し、一般事業主行動計画に盛り込むことが望ましい事項として、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」を追加しました。(令和3年2月告示、同年4月より適用)。

事業主におかれては、当該指針やホームページに掲載されているマニュアル、ハンドブックの内容を参考に、不妊治療と仕事との両立がしやすい休暇制度や柔軟な働き方の導入について御検討いただき、会社内における不妊治療等に対する理解の促進に努めていただくようお願いします。

また、次世代法施行規則を改正し、新たに「不妊治療と仕事との両立」に取り組む企業を認定する「くるみんプラス」等制度も新設されています。

※くるみんマークとは…「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。くるみんマークを広告等に付し、厚生労働大臣から認定を受けたことを対外的に明らかにすることで、学生や社会一般へのイメージアップや優秀な従業員の採用・定着などに繋がります。

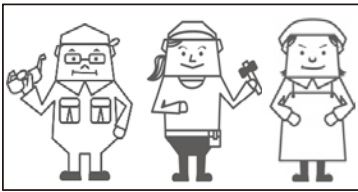
詳細はこちら → [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_14408.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html)

### 主な内容

● 神奈川なでしこブランド募集のご案内	P.1
● 不妊治療と仕事の両立について	P.1
● スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内	P.2
● 令和4年度後期技能検定のご案内	P.2
● 10・11月は「労働相談強化期間」	P.3
● 労働者協同組合法施行のお知らせ	P.4
● 雇用シェア(在籍型出向)への支援事業のご案内	P.4

# スキルアップセミナー(在職者訓練)のご案内

技術を身につけ、業務の充実・向上にお役立てください！



県立産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、主に中小企業等に在職中の方を対象に、様々な専門分野のセミナーを開催しています。仕事に必要な技術を身につけるために、スキルアップセミナーをぜひご活用ください。ご希望の多い講座内容であらかじめ日程を設定して募集する「メニュー型」と、企業や団体の方々のご要望に応じ開催する「オーダー型」の2種類のセミナーを実施しています。

## メニュー型スキルアップセミナー (応募締切日が9月から11月の講座例)

セミナーNo.	セミナー名	定員	実施日	応募締切日	受講料	実施校(申込先)
620	建築3次元CAD(BIM)活用技術(法的チェック編)	10	10/23、30	9/20	2,000円	西部総合職業技術校
522	ディブラーニングの基礎技術講座	10	11/24、25	10/20	6,200円	産業技術短期大学校
707	きめ細やかな後輩介護職員への支援方法 ~メンター養成講座~	10	12/ 7、14	11/ 2	2,000円	東部総合職業技術校

上記以外にも、様々なセミナーを実施しています。申込み方法や内容等についての詳細はホームページをご覧ください。

スキルアップセミナーのホームページ URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/xa4/seminar/index.html>

各セミナーの申込み先や、セミナーの内容に関するお問合せは、各実施校へ。

産業技術短期大学校 ☎ 045-363-1233  
東部総合職業技術校 ☎ 045-504-3101  
西部総合職業技術校 ☎ 0463-80-3004



スキルアップ 神奈川

検索

神奈川県産業労働局労働部産業人材課  
☎ 045-210-5715

## 令和4年度後期技能検定のご案内

技能検定とは、働く人々の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを公に証明する職業能力開発促進法に基づく検定制度です。

合格した方には、厚生労働大臣(特級、1級及び単一等級)又は、県知事(2級及び3級)から合格証書が交付され、「技能士」と称することができます。

### 1 申請受付

10月3日(月)から10月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)  
神奈川県職業能力開発協会(横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ6階)

### 2 受検申請書用紙配布場所

神奈川県職業能力開発協会、県立産業技術短期大学校、県立東部・西部総合職業技術校、神奈川障害者職業能力開発校、各地域県政情報コーナーなどで、9月上旬から配布

### 3 問合せ先

神奈川県職業能力開発協会 : ☎ 045(633)5419  
神奈川県産業労働局労働部産業人材課 : ☎ 045(210)5720

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、掲載内容は変更となる場合があります。

# 10・11月は労働相談強化期間

## 新型コロナウイルスに関する職場のトラブル等の労働相談を受けています！

新型コロナウイルス感染症が終息しない中、シフトカットや解雇・雇止め等の問題も引き続き生じており、労使を取り巻く環境は、相変わらず厳しいものとなっています。そこで、県では10・11月を「労働相談強化期間」とし、職場で起きているトラブルの解決促進に向け、弁護士による特別労働相談会、身近な駅などで開催する街頭労働相談、労働法に関するセミナー等を実施します。

### 弁護士による特別労働相談会 (予約制・相談無料・秘密厳守)

日程	相談時間	会場	予約・問合せ電話
10月11日(火)	16:30～19:30	かながわ労働センター本所	本所 045-633-6110(代)
10月23日(日)	13:30～16:30		
11月8日(火)	16:30～19:30		
11月27日(日)	13:30～16:30		
10月13日(木)	13:30～16:30	かながわ労働センター川崎支所	川崎支所 044-833-3141
11月18日(金)	13:30～16:30	川崎駅アゼリア東広場	
10月7日(金)	15:00～18:00	相模大野駅南北自由通路	県央支所 046-296-7311
10月3日(月)	13:30～16:30	かながわ労働センター湘南支所	湘南支所 0463-22-2711(代)

※原則は来所相談ですが、電話での相談にも応じます。(川崎駅アゼリア東広場、相模大野駅南北自由通路を除く)  
 予約は、平日の8:30～12:00、13:00～17:15をお願いします。予約受付時に、職員が相談概要をお伺いします。  
 上記以外にも相談できる日があります。詳細はお問い合わせください。

### 街頭労働相談 (相談無料・秘密厳守)

- ◆ 駅やショッピングセンター、市役所等で労働相談を行います。
- ◆ 会場によっては、キャリアカウンセラー等の専門相談もあります。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止、変更をする場合がありますので、詳細は、かながわ労働センターのホームページをご覧ください。

かながわ労働センターの街頭労働相談▶



### セミナー (受講料無料)

- ◆ 最近の労働関連の法改正や身近な労働問題等をテーマに開催します。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止、変更をする場合がありますので、詳細は、かながわ労働センターのホームページをご覧ください。

かながわ労働センターの労働講座▶



### お問合せ先 かながわ労働センター

本所 横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階 ☎ 045-633-6110(代)  
 川崎支所 川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階 ☎ 044-833-3141  
 県央支所 厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階 ☎ 046-296-7311  
 湘南支所 平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館 ☎ 0463-22-2711(代)

かながわ労働センターの労働相談▶



「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための  
 国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の退職金制度！  
掛金の一部を国が助成します。
- ② 外部積立型でラクラク管理！  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク！  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

# 労働者協同組合法が10月1日から施行されます。

労働者協同組合法は労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。当該法律は非営利の新たな法人を設立するものであり、組合を通じて、多様な就労の機会を創出し、地域における多様な需要に応じた事業が促進され、持続可能で活力ある地域社会に資する事業を行うことを目的とするよう定めています。介護・福祉や子育て、地域づくり、若者・困窮者支援など、様々な地域の活動が促進されることが期待されています。

## <基本原理>

- ・組合員が出資すること。
- ・その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること。
- ・組合員が組合の行う事業に従事すること。

## <主な特色>

- (1) 労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。
- (2) 設立には3人以上の発起人が必要。準則主義を採用しており、行政による許認可等は必要なし。
- (3) 組合は組合員との間で労働契約を締結。
- (4) 出資配当はなし。剰余金の配当は組合員が組合の事業に従事した程度に応じて行う。

厚生労働省で特設サイトを開設中！ <https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

問合せ先：神奈川県産業労働局労働部雇用労政課労働福祉グループ ☎045-210-5735

## 雇用シェア(在籍型出向)への支援事業のご案内

### 1 事業主に対する助成金制度～産業雇用安定助成金【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、「在籍型出向」により労働者の雇用維持を図る場合、出向元と出向先の事業主に出向に要した賃金や経費の一部を助成しています。

詳細：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)

問合せ先：神奈川県労働局 神奈川助成金センター ☎045-277-8815 ※受付時間/ 8:30～17:15

### 2 人材シェアマッチング事業【関東経済産業局】

関東経済産業局では、神奈川県を含む自治体、労働局、公益財団法人産業雇用安定センター等と連携し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、事業の一時的な縮小等を行う企業と、人材不足等の企業を在籍型出向により一時的に結びつけるためのポータルサイトを構築しました。このポータルサイトでは、在籍型出向による送り出し、受け入れをお考えの企業を募集しています。

詳細：「広域関東 de 人材シェア！」<https://kanto-share.meti.go.jp>

問合せ先：人材シェアマッチング事業運営事務局（株式会社学情）

☎03-3593-1512 ※受付時間/ 9:00～18:00

## 図書紹介



### 女性活躍と両立支援に関する調査

労働政策研究・研修機構【編】  
労働政策研究・研修機構

2016年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に基づき、企業がこの法律に対する「一般事業主行動計画」作成にどのように理解を進め、作成をしているのかを2019年の改正を経てどのような変化があるのかを調査しました。調査の結果、大企業や中小企業などにより、女性の活躍には4つのグループに分かれ、産業により隔りがあることを示しています。



### 国家と移民

外国人労働者と日本の未来  
鳥井 一平  
集英社

少子高齢化が著しい日本では、社会の持続可能性は外国人労働者なしには考えられない。しかし、高度成長期のオーバーステイ労働者から現在の技能実習生に至るまで、我が国は外国人労働者を移民として正規に受け入れていない。1990年代から外国人労働者のサポート活動を続けてきた著者が、日本の移民と労働者受入政策の矛盾と欺瞞を指摘し、外国人労働者に選ばれる公正な労働市場を構築するための提言をする。

# 労働委員会の動き

調整事件関係では、新規申請(あっせん)が1件(5件)、終結(あっせん)は1件(5件)でした。不当労働行為事件関係では、新規申立てが5件(14件)、終結は6件(21件)でした。

それぞれの事件の申請、申立て、終結状況は、次のとおりです。※括弧内は、令和4年の累計件数です。

## 調整事件一覧(5・6・7月 申請・終結分)

申請/終結	事件名	調整種別	申請者	被申請者	申請日	調整事項	終結日	終結事由
申請	令和4年(調)第5号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業) 株式会社(運輸業、郵便業)	令和4年6月14日	・労働協約の見直し ・新たな賃金方式の確立 ・団体交渉ルールの確立		
終結	令和4年(調)第3号事件	あっせん	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和4年3月29日	・団体交渉ルールの確立	令和4年5月10日	解決

## 不当労働行為事件一覧(5・6・7月 申立て・終結分)

申立て/終結	事件名	申立人	被申立人	申立日	救済申立事項	終結日	終結事由
申立て	令和4年(不)第10号事件	労働組合	株式会社(製造業)	令和4年5月13日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示		
	令和4年(不)第11号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和4年5月24日	・誠実団体交渉実施 ・直接交渉の禁止 ・陳謝文の揭示		
	令和4年(不)第12号事件	労働組合	独立行政法人(医療、福祉)	令和4年5月30日	・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の提示及び揭示		
	令和4年(不)第13号事件	労働組合	信用組合(金融業、保険業)	令和4年6月17日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示		
	令和4年(不)第14号事件	労働組合	学校法人(教育、学習支援業)	令和4年7月21日	・雇止めの撤回 ・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示		
終結	令和2年(不)第28号事件	労働組合	株式会社(製造業)	令和2年12月15日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の提示及び揭示	令和4年5月11日	一部救済
	令和3年(不)第32号事件	労働組合	株式会社(サービス業) 株式会社(製造業)	令和3年12月21日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示	令和4年5月13日	関与和解
	令和3年(不)第16号事件	労働組合	社会福祉法人(医療、福祉)	令和3年5月18日	・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示	令和4年6月7日	一部救済
	令和4年(不)第3号事件	労働組合	有限会社(サービス業) 株式会社(製造業)	令和4年2月10日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の揭示	令和4年6月9日	関与和解
	令和3年(不)第20号事件	労働組合	株式会社(運輸業、郵便業)	令和3年6月29日	・不利益取扱いの禁止 ・誠実団体交渉実施 ・支配介入の禁止 ・陳謝文の揭示	令和4年7月1日	関与和解
	令和3年(不)第31号事件	労働組合	株式会社(製造業) 株式会社(製造業)	令和3年12月2日	・誠実団体交渉実施 ・陳謝文の交付及び揭示	令和4年7月19日	関与和解

# かながわ労働情勢 3 4 5 6 月

### ○主要労働団体の機関開催

#### ■連合神奈川

【第399回 五役会、第372回 執行委員会】  
3月23日、第399回五役会、第372回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 職員の採用について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 第93回かながわ中央メーデーについて

【第400回 五役会、第373回 執行委員会】  
4月26日、第400回五役会、第373回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 役員の変更、各種委員の推薦等について
- 2 政治活動の取り組みについて
- 3 女性委員会の今後の活動について
- 4 ウクライナ救援カンパの実施について

【第401回 五役会、第374回 執行委員会】  
5月24日、第401回五役会、第374回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第33回中央委員会の開催について
- 3 政治活動の取り組みについて
- 4 2022年度最低賃金の取り組み方針(その2)
- 5 2022年度連合寄付講座の取り組みについて
- 6 青年委員会当面の活動について

【第402回 五役会、第375回 執行委員会】  
6月28日、第402回五役会、第375回執行委員会を開催し、次のとおり協議した。

#### 【協議事項】

- 1 各種委員の推薦等について
- 2 第33回中央委員会の議案について
- 3 第6回連合運動塾の開催について
- 4 政治活動の取り組みについて
- 5 連合神奈川「ピースウィーク」の行動について
- 6 「やどりき水源林のつどい」への参加協力について
- 7 2022年度「個別労働紛争解決研修(基礎・応用研修)」の受講者募集について

#### ■神奈川労連

#### 【第8回幹事会】

5月14日、第8回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 22国民春闘の中間まとめ
- 2 5月から大会までの運動方針案
- 3 参議院選挙の取り組みについて
- 4 第93回メーデーの取り組み結果

#### 【第9回幹事会】

6月4日、第9回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 春の拡大月間の成果と教訓
- 2 非正規ではたらく仲間の全国交流集会
- 3 消費税インボイス制度の廃止を求める取り組み
- 4 最低賃金闘争の具体化

#### 【第10回幹事会】

6月30日、第10回幹事会を開催し、次のことを協議した。

- 1 全労連大会議案書への意見書について
- 2 神奈川労連第38回定期大会の議案討議
- 3 労働組合基礎調査の集約状況
- 4 夏季一時金闘争

# シリーズ 実務に役立つ労働判例

## 誠実交渉を命ずる労委命令と労委の裁量権

山形県・山形県労委(国立大学法人山形大学)事件 最高裁第二小法廷令和4年3月18日判決  
(労働判例1264号20頁)

### 事案の概要

国立大学法人山形大学(上告人、一審原告、被控訴人、労働委員会における被申立人。以下、「大学」)は、平成26年頃、A組合(山形大学職員組合。上告人補助参加人)との間で平成26年度の人事院勧告に倣って平成27年4月1日から教職員の給与制度の見直し(昇給抑制、賃金の引下げ)をすることにつき、複数回の団体交渉をしましたが、その同意を得られないまま、上記新給与制度を実施しました。A組合は、平成27年6月22日、山形県労働委員会(上告人、一審被告、控訴人。以下、「県労委」)に、使用者である大学の団体交渉における対応が労組法7条2号の不当労働行為に該当するとして救済の申立てをしました。県労委は、団交についての大学の対応は、昇給の抑制や賃金の引下げを人事院勧告と同程度にすべき根拠についての説明や資料の提示を十分にせず、かたくななものであったとして、労組法7条2号の不当労働行為に該当するとし、大学に対し、本件交渉事項につき、適切な財務情報等を提示するなどして自らの主張に固執することなく誠実に団体交渉に応ずべき旨を命じました(山形県労委平31.1.15命令、労働判例1200号91頁(要旨))。以下、「本件命令」。本件は大学が、県労委命令の認容部分の取消しを求めた事案です。

1審(山形地判令2.5.26労働判例1241号11頁)及び、2審(仙台高判令3.3.23労働判例1241号5頁)は、本件命令が発せられた当時、昇給の抑制や賃金の引下げの実施から4年前後経過し、関係職員についてこれらを踏まえた法律関係が積み重ねられていたこと等からすると、その時点において、大学とA組合とが改めて団体交渉をしても、A組合にとって有意な合意を成立させることは事実上不可能であったと認められ、仮に大学に不当労働行為があったとしても、県労委が更なる団体交渉をすることを命じたことは、その裁量権の範囲を逸脱したものといわざるを得ないとして、県労委命令を取消しました。県労委が上告。

### 判旨

(破棄差戻)

- (1) 労組法7条2号は、使用者がその雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由なく拒むことを不当労働行為として禁止するところ、使用者は、必要に応じてその主張の論拠を説明し、その裏付けとなる資料を提示するなどして、誠実に団体交渉に応ずべき義務(以下「誠実交渉義務」という。)を負い、この義務に違反することは、同号の不当労働行為に該当するものと解される。
- (2) 使用者が誠実交渉義務に違反している場合に、これに対して誠実に団体交渉に応ずべき旨を命ずることを内容とする誠実交渉命令を発することは、一般に、労働委員会の裁量権の行使として、救済命令

制度の趣旨、目的に照らして是認される範囲を超え、又は著しく不合理であって濫用にわたるものではないというべきである。

- (3) 団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないと認められる場合であっても、使用者が労働組合に対する誠実交渉義務を尽くしていないときは、その後誠実に団体交渉に応ずるに至れば、労働組合は当該団体交渉に関して使用者から十分な説明や資料の提示を受けることができるようになるとともに、組合活動一般についても労働組合の交渉力の回復や労使間のコミュニケーションの正常化が図られるから、誠実交渉命令を発することは、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図ることに資するものというべきである。

そうすると、合意の成立する見込みがないことをもって、誠実交渉命令を発することが直ちに救済命令制度の本来の趣旨、目的に由来する限界を逸脱するということはできない。

### 解説

使用者の誠実交渉義務については、カール・ツアイス事件(東京地判令元.9.22労働判例548号64頁)が、「使用者には、誠実に団体交渉にあたる義務があり、したがって、使用者は、自己の主張を相手方が理解し、納得することを目指して、誠意をもって団体交渉に当たらなければならない、労働組合の要求や主張に対する回答や自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなどし、また、結局において労働組合の要求に対し譲歩することができないとしても、その論拠を示して反論するなどの努力をすべき義務があるのであって、合意を求める労働組合の努力に対しては、右のような誠実な対応を通じて合意達成の可能性を模索する義務があるものと解すべきである。」としてきました。本件は誠実交渉義務についての最高裁判決として注目されています。

また労委命令の裁量権について、本判決は、第二鳩タクシー事件(最大判昭52.2.23労働判例269号14頁)を引用して、「労働委員会は、救済命令を発するに当たり、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正し、正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るという救済命令制度の本来の趣旨、目的に由来する限界を逸脱することは許されないが、その内容の決定について広い裁量権を有する」とし、労委の裁量権を認め、県労委の誠実交渉命令が、事実上又は法律上実現可能性のない事項を命ずるものであるとはいえないとしました。

法政大学法学部 講師 山本 圭子(やまもと けいこ)

## センターに寄せられた労働相談事例

**Q** 工場で正社員として週5日、夜の9時から翌朝の午前6時まで、休憩1時間の契約で働いています。働き始めた頃は、正社員は10人程いましたが、次々に辞めてしまい、現在、正社員は自分の他に上司1名、パート従業員数名だけとなりました。人手不足から、毎日翌朝9時まで勤務という状況が続いています。上司は見て見ぬふりをしていて、「勝手に働いている分については、賃金を払う必要はない」と言っています。上司の言うことは正しいのでしょうか。また、毎日3時間も残業していて法的に問題ないのでしょうか。



**A** 平成29年1月20日に厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」によると、「労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる」とされています。

職場の上司は、見て見ぬふりをしていたということですから、終業時刻を過ぎて働いた時間は、使用者の「黙示の指示」があったとして労働時間となり、賃金支払いの義務が生じる可能性が高いといえます。

労働基準法が定める法定労働時間は、1週40時間(特例対象事業場では、44時間)、1日8時間(休憩時間を除く。)です。この法定労働時間を超えて働かせるには、使用者は当該事業場の労働者の過半数を代表する者(過半数労働組合があればその組合)と書面による労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出ることと、割増賃金を支払うことが必要です。

また、長時間労働の是正を目的として、労働基準法が改正され、罰則付きの時間外労働の上限が規定されました。これにより、労使協定で定めることができる時間外労働の上限は、原則1か月45時間、1年360時間(休日労働を除く。)とされています。また、臨時的な特別の事情がある場合は、あらかじめ特別条項付きの労使協定を締結することにより原則を超えて時間外労働を行うことができますが、その場合でも上限時間が設けられており、①時間外労働が年720時間以内、②時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、③時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」がすべて1か月あたり80時間以内、④時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6回まで、のいずれも満たさなければなりません。

相談事例のように、毎日3時間の時間外労働をしているとすると、1か月約60時間の時間外労働となり、原則の上限である45時間を上回ってしまいます。上記のとおり、臨時的な特別の事情がある場合には月45時間を超えて時間外労働をすることができますが、それは労使協定上の特別条項に規定された、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等の場合に限られるものであり、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。相談事例の場合、時間外労働分を未払い賃金として請求するとともに、時間外労働についての見直しを会社に求めるべきでしょう。

時間外労働の賃金の割増率は、2割5分増以上ですが、月60時間を超える場合には、5割増以上と定められています(中小企業においては、60時間を超える場合の割増率引上げは2023年4月から適用)。なお、午後10時から午前5時までの深夜労働には2割5分増以上、法定休日の労働には3割5分増以上の割増賃金が必要です。

**\* 労働相談は下記の本所・各支所でお受けしています。**

かながわ労働センター ( <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/> )

本所	横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階	☎ 045-633-6110(代)
川崎支所	川崎市高津区溝口1-6-12 リンクス溝の口1階	☎ 044-833-3141
県央支所	厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階	☎ 046-296-7311
湘南支所	平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館	☎ 0463-22-2711(代)

**\* メールでの労働相談にもお応えしています。**

かながわ労働センター メール労働相談 **検索**

# 住みいる共済

火災共済・自然災害共済  
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

ご加入の保障に自然災害(地震・台風など)  
保障がついているか確認してみましょう!



広告

こくみん共済 NEWS

1422B005

公式キャラクター ピットくん

例えば きょうざい次郎さん(42歳)  
住宅150口・家財100口へ加入の場合  
●持ち家 ●住宅構造:木造構造  
●住宅所在地:神奈川県 ●住宅延床面積:35坪  
●世帯主年齢:42歳 ●世帯人数:4人



台風の被害を受けたとしたら  
(風水害等による一部壊~全壊・流失)



洪水の被害を受けたとしたら  
(風水害等による床上浸水)



地震の被害を受けたとしたら  
(損害額100万円超~全壊・全壊)

<b>火災共済</b> のみ加入 月払掛金……1,500円 年払掛金……17,500円	<b>最高300万円の支払い</b> ※「マンション構造専用 [風水害保障なしタイプ]」の場合、 支払いはありません。	<b>最高150万円の支払い</b> ※「マンション構造専用 [風水害保障なしタイプ]」の場合、 支払いはありません。	保障されません
	<b>自然災害共済</b> 標準タイプ を同口数付帯 月払掛金……3,875円 年払掛金……45,000円	<b>最高1,550万円の支払い</b> (火災共済からの支払額を含む)	<b>最高775万円の支払い</b> (火災共済からの支払額を含む)

※加入いただける口数は、住宅所在地 建物構造区分 坪数 同居家族数等により変わります。  
※損害・被害の程度・加入口数によって保障額は異なります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。  
ご契約の際は「リーフレット」「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉  
全国労働者生活協同組合連合会 coop

神奈川推進本部(神奈川県労働者共済生活協同組合)

たすけあいから生まれた保障の生協です。

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

こくみん共済 coop

<https://www.zenosai.coop/>  
ホームページからもお問い合わせいただけます



いつでも・どこでも・何回でも視聴できる!

## 中央ろうきん Web動画サイトのご紹介!



お問い合わせ・ご相談は  
〈中央ろうきん〉お客様相談デスク  
TEL:0120-86-6956  
(平日9時~18時)

2022年7月1日現在

Webサイト その1

講師が動画で分かりやすく説明!

### セミナー紹介

資産形成について ライフプランについて

他にも、資産形成、マーケット情報、金融教育など豊富にラインアップ!

Webサイト その2

資産運用商品や各種ローン商品について動画で分かりやすく説明!

### 商品紹介

iDeCo つみたてNISA 投資信託  
マイプラン(カードローン) カーライフローン(自動車ローン) 住宅ローン

動画を視聴したら、Webでカンタン資料請求・仮審査申込み!

Webサイト その3

取り扱っている投資信託商品について動画で分かりやすく説明!

### 投資信託紹介

取扱商品の説明 複数商品併せ持ちの効果 インターネットでの購入方法 他にも多数のコンテンツをラインアップ

動画を視聴したらWebでカンタン手続き!

### 労働かながわ

令和4年9月1日発行 第734号  
発行所/神奈川県産業労働局労働部雇用労政課  
〒231-8588(住所不要)  
TEL 045-210-5739(ダイヤルイン)  
FAX 045-210-8873

住所、宛先などの変更のご希望や労働かながわに対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております。  
●産業労働局労働部雇用労政課への問合せフォームをご利用ください。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/div/0607/>

職場の皆様にご覧してお読みください。